

2007年度日本経済学会春季大会

6月3日（日）午前の部

セッション：産業組織論

Patent Pools and Competition

畔津 憲司

帝塚山大学経済学部

山田 誠治

神戸大学大学院経済学研究科

### 報告要旨

新技術・製品開発のために多くの特許技術が必要となっている近年において、多くのライセンス契約が研究開発を妨げる“Patent thicket problem”が発生している。本研究の分析対象は、この問題を解決する手段として積極的に活用されるパテントプールである。パテントプールは、新製品開発に関わるすべての特許を持ち寄り一括してライセンスすることで、技術サーチコスト、取引コストの削減、研究開発への投資誘因の向上、特許侵害訴訟の回避、標準化策定の手段などの様々な有効性が指摘されている。

その一方で、パテントプールは知的財産権の独占力を集中させることからカルテルとして競争制限効果をもたらすことが危惧されている。Priest (1977)によれば、特許権は、特許法において、生産量、最低価格販売の固定など幅広い権利を特許権利者に保証しているため、複数の特許権利者がクロスライセンスを利用して特許権利者間で共謀するインセンティブがあることが指摘されている。このことから、競争当局はプール内の特許権利者間の協調が反競争的であるか否かを検討している。本研究は、競争制限的なプールと経済厚生を高めるプールを区別する基準を理論的に明確にする。

パテントプールに関する先行研究として、Shapiro (2001)、Lerner and Tirole (2004)が挙げられる。彼等は共に、プールに含まれる特許間の技術的關係に注目し、パテントプールが競争制限的効果をもたらすか否かを分析している。彼等の研究結果によると、パテントプール形成が経済厚生を高めるのはプールに含まれる特許が補完的である場合である。逆に、代替的である場合はカルテルとして働き、パテントプールは経済厚生を低下させる。

しかしながら、上記の既存研究は以下2点の問題点がある。

1. プールが経済厚生に与える影響に関して明確な結果が得られるのは、特許関係が完全補完、完全代替な場合に限定されている。

2. ライセンシーごとに異なる特許数を選択することが許容されていない。このことからパテントプールによるライセンスメニュー提示について考察するができない。Lerner et al. (2003)によると、約12%のパテントプールがメニューを提示しているという事実がある。

本研究では既存研究の上記2点の問題を改善した。主要な結果として以下の2点である。

(1) 追加的特許に対するライセンシーの追加的粗余剰が逡減的（特許間が代替的）であるならば、パテントプール形成は競争を阻害し、経済厚生を低下させる。追加的特許に対するライセンシーの追加的粗余剰が逡増的（特許間が補完的）であるならば、パテントプール形成は経済厚生に影響を与えない。

(2) 追加的特許に対するライセンシーの追加的粗余剰が逡減的（特許間が代替的）であるならば、パテントプールはライセンスメニューを提示する。

## 参考文献

[1] Lerner, J. and J. Tirole (2004) "Efficient Patent Pools," *The American Economic Review*, Vol.94 (3), 691-711.

[2] Lerner, J., Stojwas, M. and Tirole, J., (2003) "Cooperative Marketing Agreements between Competitors: Evidence from Patent Pools," National Bureau of Economic Research (Cambridge, MA) Working Paper No.9680.

[3] Priest, G. (1977) "Cartels and Patent License Arrangements," *Journal of Law and Economics*, Vol.20, (2), 309-377.

[4] Shapiro, C. Jaffe, A. Lerner, J. and Stern, S. eds. (2001) "Navigating the Patent Thicket: Cross Licenses, Patent Pools, and Standard-Setting," *Innovation Policy and the Economy*, vol.1

